

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

富士見町

1 促進計画の区域

町内全域

(別紙地図に記載のとおり)

2 促進計画の目標

1. 富士見町全域

(1) 現況

富士見町は、東は八ヶ岳、西は赤石山脈を控え、平地が少なく起伏に富んだ地形を形成しており、高原特有の立地条件を生かし、水稻・花卉・野菜・酪農を主体とする農業生産が行われている。

傾斜等の農業生産条件の不利に加え、農家の高齢化、兼業農家や土地持ち非農家の増加、鳥獣被害などによる農地の荒廃が懸念される。

また、就農人口の減少により、老朽化が進む水利施設等の保全管理が課題となっている。

本地域は、河川の上流に位置していることから、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し町が必要と認める事項

法第3条第3項第1号（多面的機能支払）事業を推進するにあたり、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（長野県）の第4の2による推進組織を活用する。

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の指定地域 富士見町全域

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地

1/20以上の勾配を持つ田、及び15度以上の畑・草地及び採草放牧地

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には支払い対象とする。

（イ）自然条件により、小区画・不整形な田

（ウ）町長が特に必要と認めるもの

a 緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水路管理等急傾斜農用地を維持するうえで必要な一団の農用地に限る。）

田については、1/100以上1/20未満のもの。

b その他

上記の対象農用地内で協定が締結された田のうち畑に転換した場合は、畑の要件を適用する。

ただし、要件を満たさなくなった場合は、畑の緩傾斜の単価を適用する。（この場合、通作、水路管理等急傾斜農用地を維持するうえで必要な農用地に限る。）

（2）集落協定の共通事項

1）集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2）協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

（3）対象者

認定農業者に準ずる者として町長が認定する者とは、「富士見町農業経営改善計画等認定

細則」の認定基準を満たすものとする。

(4) その他

1) 農業生産条件の強化の対象工種は次に掲げる工種とする。

ア 圃場整備（区画整理、暗渠排水）

イ 水路工（用排水路敷設、水路施設等設置、ポンプ場新設更新、ため池新設改修）

ウ 道路（新設、拡幅、舗装）